

職場における受動喫煙防止対策について



2010年1月
フィリップ モリス ジャパン株式会社

本資料に記載されている情報は、フィリップ モリス ジャパン株式会社の調査に基づいております。含まれている事実については、時間の経過とともに、その正確性が失われている場合があることをご了承願います。また、弊社の許可無しに、本資料を第三者へ提供することはお控えください。



フィリップ モリス インターナショナル Philip Morris International (PMI)

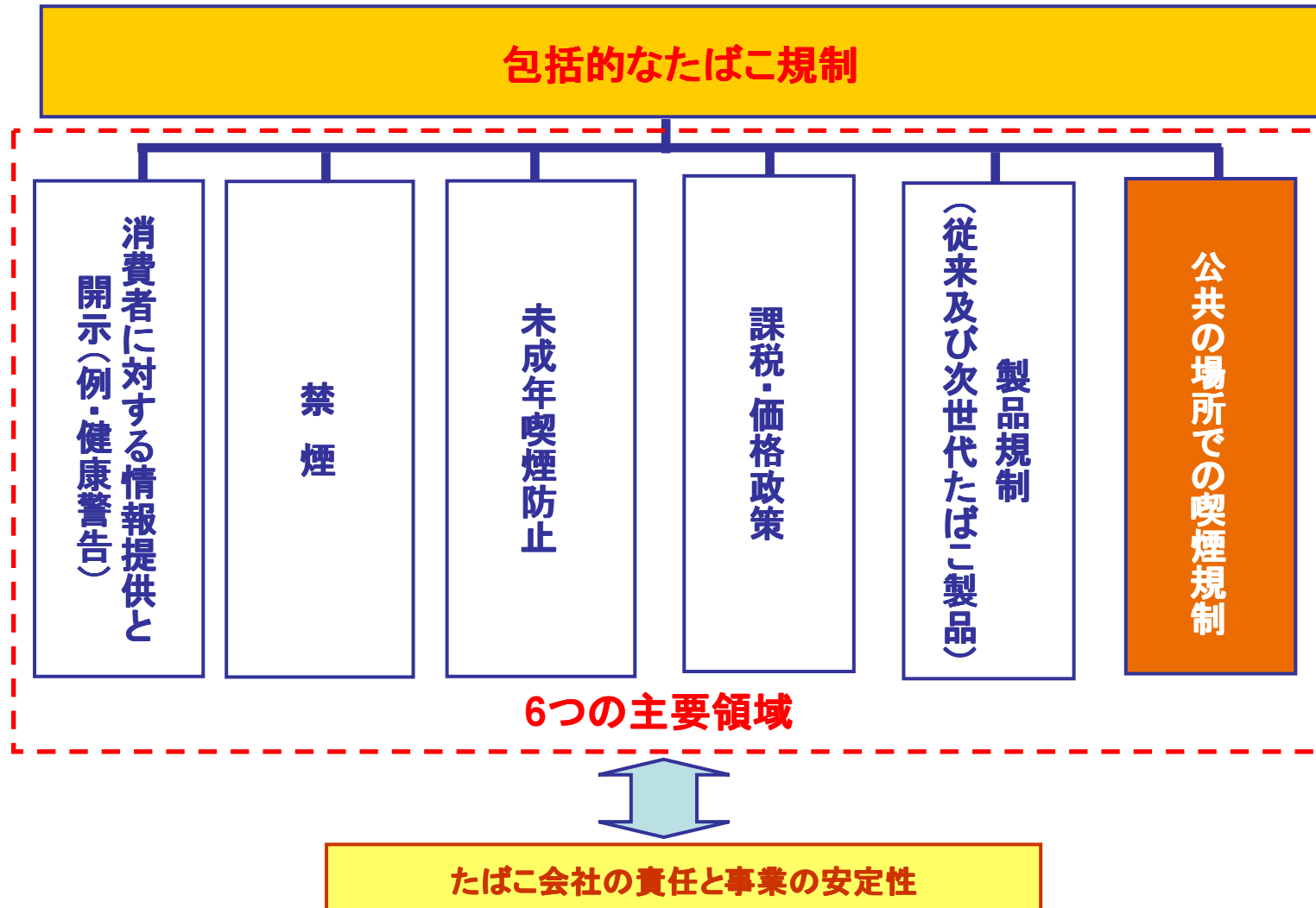
設立	1847年（英国にてPhilip Morris社として設立）
本社所在地 統括本部	米国・ニューヨーク市 スイス・ローザンヌ
代表者	ルイ・C・カミレリ（会長兼CEO） Louis C. Camilleri
従業員数	約75,000人
事業拠点	160カ国以上（59の製造工場）

フィリップ モリス ジャパン株式会社 Philip Morris Japan Kabushiki Kaisha (PMJKK)

設立	1985年
代表者	フレデリック・デウィルドゥ（代表取締役社長） Frederic de Wilde
従業員数	約1,800人
主要ブランド	マールポロ (Marlboro)、ラーク (Lark)、フィリップ・モリス (Philip Morris)、 バージニア・スリム (Virginia Slims)、パーラメント (Parliament) 等
国内たばこ市場 シェア (2008年)	PMJKK 約 24%



- ◆ フィリップ モリス インターナショナルは、たばこ製品の製造、マーケティング、販売、使用に関する包括的な規制を支持します。





環境中たばこ煙の健康影響に関する公衆衛生当局の見解

- ◆ 環境中たばこ煙とは、火のついたたばこの先端から出る煙(ガス状と粒子状の物質からなる)と、喫煙者が吐き出す煙を合わせたもののことをいいます。
- ◆ 公衆衛生当局は、環境中たばこ煙が、成人の非喫煙者に肺がんや心臓病などの疾病を引き起こし、また子どもに喘息、呼吸器感染、乳幼児突然死症候群などを引き起こす原因にもなる、と結論づけています。
- ◆ 環境中たばこ煙のある場所にとどまるかどうか、また喫煙者であれば、いつどこで喫煙するかについての判断は、環境中たばこ煙が健康に及ぼす影響に関する公衆衛生当局の見解によって導かれるべきです。
- ◆ また、特に子どもへの影響を考えて、子どもの周りでは喫煙を控えるなど、十分な配慮が必要です。



成人の総人口に対して
まだ相当数の喫煙者が存在する

喫煙率

>男性 : 36.8%

>女性 : 9.1%

(出典:平成20年国民健康・栄養調査)

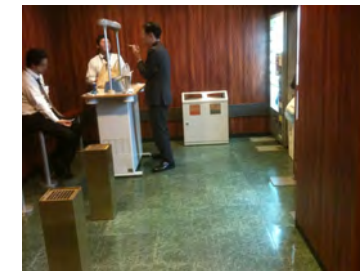
顧客が喫煙する
職場が存在する



多くの地方自治体で
路上喫煙の規制を実施



近年、分煙対策が進んでいる



公共の場所における受動喫煙防止に関しては、
日本の社会事情を踏まえ、
実態に即した対応を進めていく必要があります



主な国における公共の場所での喫煙規制の状況

公共の場所では全面的に禁煙

イギリス



- 2007年7月1日から、学校、職場、医療機関、レストランの室内外、バー、クラブ、劇場、航空機、空港、鉄道、駅、フェリー、バス、デパート、博物館、銀行、スポーツ施設において全面禁煙。

国レベルでの規制

フランス



- 2007年2月1日から、学校、官公庁施設、公共交通機関、及び未成年者向け娯楽施設において禁煙。
- バー・レストラン(飲食は不可)、私有オフィス、劇場、駅、バスターミナル、フェリー、デパート、博物館、銀行、スポーツ施設では、特別な換気機能を有し密閉された喫煙室を設置可能。

イタリア



- 学校、病院、公共交通機関などが、禁煙。
- 2005年1月に屋内喫煙規制が施行され、職場、レストラン、バー/クラブ、デパート、博物館、金融機関、ホテル、スポーツ施設などでも原則として禁煙だが、壁などで完全に分離した喫煙室を設置することが可能。(飲食の提供は可能)

スペイン



- 2006年1月から、国レベルおよび幾つかの地域において、学校、職場、医療機関と、デパート、美術館、銀行、娯楽施設、ほとんどの公共交通機関などの公共施設で禁煙。
- 喫煙は、バーやレストランにおいて、面積が100㎡未満の店舗では、喫煙ルールを決める裁量が事業主に認められており、喫煙が許された店舗でのみ可能。100㎡以上の店舗では、完全に分離された喫煙席の設置が可能。(飲食のサービス提供は可能。)喫煙可の店舗/喫煙席への未成年者の入店/入室は不可

国レベルでの限定的な規制

ドイツ



- 2007年9月、連邦レベルで官公庁施設、公共交通機関、駅およびプラットフォーム、及びフェリーでの禁煙法が施行。学校では、一部の職員室を除き、全面禁煙。
- 2008年に言い渡された連邦憲法裁判所の判決の結果、全ての16州において飲食店における喫煙規制に関する州法の見直しを行った。その結果、2010年1月1日現在、店舗面積が75㎡以下のワンルームタイプの小規模の飲食店において、下記の要件を満たせば、喫煙が可能という状況:①18歳未満の未成年の入店不可 ②調理された食事の提供不可 ③喫煙標識の掲示

米国



- 現時点において、連邦レベルの規制はない。現在、31の州で州法による公共の場所での喫煙規制があり、38の州で自治体による規制がある。また、19の州が、州法によりレストラン、バーを禁煙にしている。



海外における屋内事業所(オフィス等)での受動喫煙防止対策の状況①

禁 煙



イギリス

香港



スペイン



喫煙室の設置可能



シンガポール

フランス



オーストリア



イタリア



ドイツ



米国カリフォルニア州
米国コネチカット州
米国ジョージア州
など



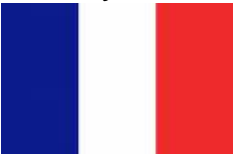
海外における屋内事業所(オフィス等)での受動喫煙防止対策の状況②

シンガポール



独立した換気機能を有し、壁などで囲い完全に分離した喫煙室の設置可能(屋内面積の10%まで)。

フランス



特別な換気機能を有し密閉された喫煙室の設置可能。

イタリア



壁などで完全に分離した喫煙室の設置可能。

ドイツ



事業主は非喫煙者を受動喫煙から保護する措置をとらなければならない。
職場のすべてまたは一部を禁煙とするなど適切な措置を取る。

オーストリア



喫煙室の設置可能。非喫煙者がいるエリアでは禁煙。

デンマーク



喫煙室および、室内に従業員が一人しかいない場合を除き禁煙。
すべての事業主は、書面にて喫煙ポリシーを示さねばならず、ポリシーには、当該事業所において、喫煙が許されているか否か、またどこで許されているのか等の情報が盛り込まなければならない。また喫煙ポリシーに従わなかった場合の措置についても明記しなければならない。



海外における屋内事業所(オフィス等)での受動喫煙防止対策の状況③



米国(州)の事例

コネチカット州



6人以上の事務所では喫煙室の設置可能。

従業員が5人以下の事業所では喫煙可能。ただし、5人以下の事業所であっても、従業員から要請があれば非喫煙場所を作らなければならない。

カリフォルニア州



事業所の規模にかかわらず喫煙室の設置可能。

また以下の条件を満たす場合喫煙可能:

従業員が5人以下の事業所

18歳未満は立ち入らない

喫煙場所の空気が排気されている

ジョージア州



独立した換気設備を有する喫煙室の設置可能。

事業主は、現在の従業員、および将来当該事業所にて働くとする者に、喫煙ポリシーをあらかじめ周知しなければならない。

建物の所有者、事業主、または管理者は、喫煙に関するポリシーを全ての従業員に目立つ形で表示しなければならず、また、新入の従業員に対しては文書にて示さねばならない。



事業所を禁煙とする国・地域がある一方、海外には以下の事例もあります:

- ◆ 事業所に喫煙室を設ける裁量が、事業主に認められています。
- ◆ 個人の執務室(プライベートオフィス)に一人である場合や、非喫煙者がいない部屋での喫煙を可とすることができます。
- ◆ 一定人数以下の事業所で、全従業員が同意した場合、喫煙を可とすることができます。
- ◆ 事業主は従業員に、喫煙ポリシーを周知徹底しなければなりません。



「顧客が喫煙する職場」についての考え方

- ◆ 顧客が喫煙する職場においては、そこで働く従業員の受動喫煙からの保護について、より現実的で柔軟な対応が求められます。
- ◆ 事業主には、(1)当該施設の喫煙ポリシーを定め、(2)受動喫煙の健康影響に関する公衆衛生当局の結論について従業員に説明し、(3)従業員の懸念や希望を考慮する努力が求められます。

顧客が喫煙する場所で働く者の受動喫煙防止対策事例

国・地域	喫煙規制	喫煙可の場所で働く従業員への対策
米国 コロラド州	シガーバーやカジノでは喫煙が認められている。	労働者が要望する場合には、事業主は非喫煙場所への配置転換などの対応をしなければならない。
米国 ワシントンDC	以下の場所では喫煙が認められている。 <ul style="list-style-type: none">・たばこ販売店・たばこバー・レストランなどの屋外席・ホテルの客室・喫煙が科学的な実験等のために必要な場合・劇などの作品において	事業主に以下のことを禁じている： 1) 非喫煙場所のみで働くことを希望する従業員に喫煙場所で働くことを求めること 2) 非喫煙場所で働くことを希望する従業員を解雇したり、待遇などの面で不利益を被らせること



フィリップモリスの職場の受動喫煙防止対策についての基本的な考え方

- ◆ 民間の屋内事業所等の職場においては、喫煙ポリシーを決定する裁量が、事業主に対して認められるべきであると考えます。
同時に、非喫煙者がたばこの煙のない職場で働く環境づくりも重要です。そのためには、喫煙室の設置等により、喫煙場所を指定するなどの措置が有効であると考えます。
- ◆ レストランなどの事業主に対しても、当該施設での喫煙を禁止することや制限すること、もしくは喫煙できるようにすることを決定する裁量が認められるべきと考えます。
事業主は、現在の従業員、およびこれからそこで働こうという者に対して、受動喫煙の健康影響に関する公衆衛生当局の見解について説明を行い理解を促すと共に、従業員の懸念や希望を考慮する努力が求められます。



UK	The Health Act 2006, Chapter 28 Part 1, Chapter 1-6
France	Decree No. 2006-1386 (Decree Tabac), Article 1 Section 1 Article R3511-1 thru 7
Italy	Law No. 3 January 16 2003 Art. 51 / DPCM December 23 2003 / Accordo Stato-Regioni del 16 dicembre 2004 Artt. 189, 190, 191 della Legge 30 dicembre 2004, n. 311
Spain	21261 ACT 28/2005 (Tobacco Act), Chapter II Article 5, 7, 8
Germany	(PPS) German Federal Constitutional Court Press Release on Smoking Ban (EHS) Verordnung über Arbeitsstätten (Arbeitsstättenverordnung - ArbStättV), § 5 Nichtraucherchutz
Austria	(PPS) Tabakgesetz-Novelle 2004/ Tabakgesetz-Novelle 2008 (BGBl. I Nr. 120/2008)", article 13 a, b, 14, 5/Nichtraucherschutz-Kennzeichnungsverordnung - NKV (EHS) Bundesgesetz über Sicherheit und Gesundheitsschutz bei der Arbeit (ArbeitnehmerInnenschutzgesetz – ASchG) 2. § 30 Nichtraucherchutz
USA	American Nonsmokers' Rights Foundation: Overview List - How Many Smokefree Laws? As of Oct 2009
California	California Labor Code Section 6404.5 (AB-13)
Colorado	Colorado Clean Indoor Air Act
Connecticut	Connecticut Code Title 19a — Public Health and Well-Being, Chap. 368m: Nuisances and Public Places, Sec. 19a-342; Connecticut Code Title 31 - Labor, Chap. 557: Employment Regulation, Sec. 31-40q
Georgia	Georgia Smokefree Air Act 2005 Chap. 290-5-61
Washington D.C.	Health Functions Clarification Act 2001 (Rev.) Sec. 4920
Singapore	Going Smoke Free—A Step Forward— A Quick Guide for Operators of Entertainment Outlets; Smoking (Prohibition In Certain Places) Act Cap. 310 /A Quick Guide on Managing Smoke-free Places Effective 1 January 2009
HK	Smoking (Public Health) (Amendment) Ordinance 2006 Sect. III – V, Schedule 6 Part 2 Section 2-6